

## 令和6年度重種種雄馬の精液配布実施要領

公益社団法人日本馬事協会

### (目的)

第1 公益社団法人日本馬事協会（以下「協会」という。）は、わが国の重種馬の資質向上と人工授精（特に凍結精液）による繁殖の普及定着を図るため、ばんえい競馬で優秀な成績を残した競走馬の精液を配布し、もって重種馬生産の振興を図る。

### (配布対象者)

第2 精液の配布を受けることができる者は、農業協同組合、農業協同組合連合会、公社（地方公共団体が出資している法人をいう。）、馬産の振興を図ることを目的とする非営利団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものに限る。）及び協会の会長（以下「会長」という。）が馬産の振興上特に必要と認めた団体とする。

### (配布する精液)

第3 精液配布が可能な馬は、以下のとおり。

(1) 馬名	バウンティハンター (父：ケンジュオー 母：オーシャンローズ)
品 種	日本輓系種
毛 色	栗毛
競走成績	260戦38勝

### (配布本数)

第4 精液配布本数は、年間1団体あたり100本（25ドーズ）以内とする。

### (配布期間)

第5 精液の配布は、令和6年5月1日から令和6年6月15日とする。

### (配布価格及び輸送に係る経費)

第6 精液の配布価格及び精液等の輸送に係る経費は無償とする。

### (配布申請の方法)

第7 精液の配布を受けようとする者は、令和6年4月30日までに別紙様式1号「配布申請書」及び別紙様式2号「誓約書」を協会に提出しなければならない。

### (配布の決定通知)

第8 協会は、第5の規定により配布申請があった場合、申請書の内容を審査の上、配布先及び配布本数を決定し、申請者に通知する。この場合において、配布した精液が適正に使用されるため必要があるときは、条件を付すことがある。

(受領書の提出)

第 9 配布した精液を受領した団体は、別紙様式 3 号により、速やかに受領書を協会に提出しなければならない。

(配布の取消し)

第 10 精液の配布を受けた団体が、次の各号のいずれかに該当した場合、協会は、配布決定を取り消すとともに、既に配布した精液を返還させることができる。

(1) 申請書に記載された目的(重種馬生産)以外に精液を使用したとき

(2) この要領、配布決定に付した条件又は誓約書の内容に違反したとき

(受胎成績報告書の提出)

第 11 精液の配布を受けた団体が、精液を使用した場合、別紙様式 4 号「受胎成績報告書」に授精証明書の写しを添え、令和 6 年 10 月 31 日までに協会に提出するものとする。

(その他)

第 12 協会は、精液の配布を受けた団体に対して、この要領に規定する提出書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

(別紙様式1)

令和 年 月 日

公益社団法人日本馬事協会 会長 殿

〒  
住 所  
電話番号  
団体名 印

## 配 布 申 請 書

下記のとおり馬精液の配布を受けたいので、令和6年度重種種雄馬の精液配布実施要領第5に基づき提出します。

記

### 1. 提案内容

#### (1) 配布を希望する馬精液の希望本数

品 種	馬名	精液の種類	配布希望本数	備考
日本輓系種	バウンティハンター	凍結精液	本 ( ドーズ )	

注：1ドーズは4本とする。

#### (2) 配布申請理由

### 2. 配布希望時期 (配布希望日を記入してください。)

令和 年 月 日

### 3. 授精する重種雌馬の飼育 (利用) 場所の状況

#### (1) 重種馬飼養頭数

- ・種雄馬頭数 頭
- ・繁殖雌馬頭数 頭

#### (2) 飼養場所の住所及び飼養者の氏名

住所  
氏名

### 4. その他

#### (1) 受取方法 (注：いずれかの方法を○で囲んでください。)

直接受取 ・ 宅配

#### (2) 受取先の担当者の所属・氏名及び連絡先

担当者

F A X

携帯番号

#### (3) その他

(別紙様式2)

## 誓 約 書

令和 年 月 日

公益社団法人日本馬事協会 会長 殿

住 所 〒

団体名 印

電話番号

令和 年 月 日付けで提出した申請書に基づき馬精液の配布を受けるにあたり、下記の事項を厳守することを誓約します。

### 記

- 1 令和6年度重種種雄馬の精液配布実施要領に記載された事項を遵守します。
- 2 以下の事項に該当する場合は、提出した申請書に基づき配布される予定の精液が配布されなくなっても、不服を申しません。この場合において当方が損害をこうむることがあっても、異議は申し立てません。
  - (1) 公益社団法人日本馬事協会（以下「協会」という。）の配布計画の変更により、配布が取りやめ又は延期になったとき
  - (2) 天災その他、当方の責に帰することのできない理由により提出した申請書に基づく配布の解約を申し出て、協会が承認したとき
  - (3) 当方が令和6年度重種種雄馬の精液配布実施要領で示された事項に違反し、または正当な理由がなく義務を履行しないと認められるとき
- 4 当該馬精液の配布にかかる輸送中の事故については、協会に対し損害賠償の請求は行いません。
- 5 当該馬精液の引き取り後において、瑕疵があることを発見した場合においても、協会に対して損害賠償の請求を行いません。

(別紙様式3)

## 受 領 書

令和 年 月 日

公益社団法人日本馬事協会 会長 殿

住所  
団体名 印

令和 年 月 日付けで提出した申請書に基づいて配布された精液を下記のとおり受領致しました。

### 記

#### 1. 精液の種類及び数量

品 種	馬名	精液の種類	受領本数	備考
日本輓系種	バウンティハンター	凍結精液	本 ( ドーズ)	

#### 2. 受領年月日

令和 年 月 日 (注: 受領日は、精液が到着した日を記入してください。)

(別紙様式4)

## 受胎成績報告書

令和 年 月 日

公益社団法人日本馬事協会 会長 殿

住 所  
団体名

配布のあった人工授精用精液について、その使用実績とともに、令和 年における受胎成績を下記のとおり報告します。

### 記

1 精液使用実績

- (1) 受領本数
- (2) 使用本数
- (3) 残り本数

2 受胎成績

(1) 授精種雄馬

品種：日本輓系種 馬名：バウンティハンター

(2) 精液を注入した重種雌馬

品 種	馬名	注入日	注入 本数	授精者 氏 名	人工授精用精 液証明書番号	受胎成績